

とうきょうこうとうさいばんしょだい けいじぶさいばんちょう ごとう まりこ
東京高等裁判所第4刑事部裁判長 後藤 真理子 様

さやまじけん こうせい さいばん じじつしら さいしんかいし もと
狹山事件の公正な裁判一事実調べ・再審開始を求める

さやまじけん ねん じけんはっせい ねんいじょう さいげつ けいか とうきょうこうさい だい じさいしんせいきゅう もうた
狹山事件は1963年の事件発生から52年以上の歳月が経過し、東京高裁に第3次再審請求が申し立て
されています。狹山事件は市民常識からみてもあまりにも疑問の多い事件です。決定的な物証はなく、
自白の内容も不自然・不合理な点が多すぎます。字を書く習慣のなかった石川一雄さんが脅迫状を書いた
とは考えられません。万年筆の発見経過なども疑問だらけです。

さやまじけんさいしんべん ひっせきかんてい そくせきかんてい ほう いがくかんてい ゆうざいはんけつ ごうりてきうたが
狹山事件再審弁護団は、これまでに、筆跡鑑定や足跡鑑定、法医学鑑定など、有罪判決に合理的疑い
をいだかせる多数の新証拠を提出しています。第3次再審請求においても、筆跡鑑定などの新証拠を提出
し、事実調べをおこない、すべての証拠を総合的に評価するよう求めています。この間も証拠開示で石
川さんの無実を証明する新証拠が明らかになっています。しかし、狹山事件の裁判では、1974年10月の
確定判決以来40年以上も事実調べがまったくおこなわれていません。これだけ長い年月が経ちながら、
事実調べも検察官手持ち証拠の開示もなされることは、憲法に認められている公正・公平な裁判とは
いえません。

むこ きゆうさい さいしんせい どりねん うたが ひこくにん りえき けいじ さいばん てつそく
「無辜の救済」という再審制度の理念、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則にもとづいて、
東京高等裁判所が、鑑定人尋問や現場検証などの事実調べをおこない、狹山事件の再審を開始する
よう求めます。

呼びかけ人

赤川次郎（作家）、石川文洋（報道カメラマン）、石坂啓（漫画家）、入川保則（俳優・故人）、色川大吉（歴史学者）、
永六輔（ラジオタレント）、江森陽弘（ジャーナリスト）、小田実（作家・故人）、鎌田慧（ルポライター）、
川崎英明（関西学院大学教授）、斎藤貴男（ジャーナリスト）、早乙女勝元（著述業）、坂田明（ミュージシャン）、
佐木隆三（作家）、佐高信（評論家）、佐藤慶（役者・故人）、佐藤忠男（映画評論家）、佐野洋（作家・故人）、
澤地久枝（作家）、新藤兼人（映画監督・故人）、司修（画家）、辻井喬（作家・故人）、鶴見俊輔（哲学者・故人）、
鳥越俊太郎（「ニュースの職人」）、中山千夏（作家）、庭山英雄（弁護士・元専修大学教授）、野田正彰（関西学院大学教授）、
灰谷健次郎（作家・故人）、針生一郎（評論家・故人）、日高六郎（評論家）、本多勝一（ジャーナリスト）、
前田憲二（映画監督）、前田哲男（ジャーナリスト）、増田れい子（ジャーナリスト・故人）、
武者小路公秀（大阪経済法科大学アジア国際研究センター所長）、やくみつる（漫画家）

名 前	住 所

●取り扱い団体